

鹿児島県立高等学校学則

①設置目的

第1章 総則

(高等学校の目的)

第1条 鹿児島県の設置する高等学校（以下「高等学校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他教育に関する法令に則り高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

②名称・③位置・④修業年限

第1章 総則

(名称, 位置, 課程及び学科)

第2条 高等学校の名称, 位置, 課程, 及び学科は別表第1のとおりとする。

(修業年限)

第3条 修業年限は次のとおりとする。

全日制の課程 3年

定時制の課程及び通信制の課程 3年以上

専攻科 2年

学 校 名 : 鹿児島県立開陽高等学校

位 置 : 鹿児島市

課 程 : 全日制

修業年限 : 3年

学 科 : 普通科, 福祉科

(別表第1 (第2条関係) から抜粋)

⑤学生定員, 学級数

第1章 総則

(定員)

第4条 生徒の定員は, 別に定めるところによる。

(「鹿児島県立開陽高等学校生徒募集要項」に別に規定する。((2) 学校 A))

⑥養成課程, 履修方法 → ないので, 別に規定する。((2) 学校 B)

⑦学年, 学期, 休日

第2章 学年, 学期及び休業日

(学年, 学期)

第6条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて, 次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず, 校長はあらかじめ教育委員会に届け出て, 次の2学期とする

ことができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）で学年を2学期とするものにおいては7月21日から8月24日まで）

(3) 秋季休業日（単位制による課程で学年を2学期とするものに限る。） 9月28日から10月4日まで

(4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 校長は前項第1号から第5号までの休業日は、地方の実情その他の理由により、これを変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由を具し、教育委員会に届け出なければならない。

⑧入学時期 → ないので、別に規定する。((2) 学校 C)

⑨入学資格

第6章 入学，退学，転学，留学及び休学

(入学)

第15条 各課程（専攻科を除く。）の第1学年又は単位制による課程に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法

第57条 高等学校の入学のできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

⑩入学者の選考

第6章 入学，退学，転学，留学及び休学

(入学)

第16条 入学は、校長が許可する。

2 入学者選考のための学力検査の実施方法は、別に定める。

⑪入学手続

第6章 入学，退学，転学，留学及び休学

(誓約書)

第19条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者及び保証人連署の上誓約書を

校長に提出しなければならない。

(保護者及び保証人)

第 19 条の 2 保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者

(2) 成年者で、独立の生計を営む者

2 保証人は、学校所在の市町村又は隣接の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

⑫休学、退学、復学

第 6 章 入学、退学、転学、留学及び休学

(転学、留学、転籍、及び退学)

第 20 条 転学、留学、転籍又は退学しようとする者は、その理由を具し、保護者及び保証人連署の上、校長に願出なければならない。病気による退学の場合においては、医師の証明書を添えなければならない。

(休学の許可)

第 22 条 生徒は、病気その他やむを得ない理由のため 3 月以上出席することができないときは、その理由及び期間を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願出することができる。

2 校長は、理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、3 月以上 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。

(許可の取消)

第 22 条の 2 生徒は、休学の許可を受けた後 3 月までにその理由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

2 校長は、その事情を相当と認めるときは、当該休学の許可を取り消すものとする。

(復学)

第 23 条 休学中の者が、復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願出なければならない。

2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。ただし、単位制による課程においては、相当の期間を在学すべき期間として復学を許可するものとする。

⑬学習の評価（成績考査）・課程修了の認定（卒業）

第 4 章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第 11 条 生徒が、学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、又は総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が教科及び科目の目標並びに総合的な学習の時間のねらいからみて満足できると認められる場合には、校長は、その各教科・科目について

て履修した単位又は総合的な学習の時間における学習活動について単位を修得したことを認定する。

第 11 条の 2 単位の修得の認定は、学年末に行う。この場合、1 科目を 2 以上の学年にわたって分割履修したとき又は総合的な学習の時間における学習活動を 2 以上の学年にわたって行ったときは、学年ごとにその各教科・科目について履修した単位又は総合的な学習の時間における学習活動に係る単位を修得したことを認定するものとする。なお、特に必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができるものとする。

(卒業及び修了の認定)

第 12 条 校長は、74 単位以上に各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位を修得し、高等学校の所定の教育課程を修了したと認める者については、卒業を認定する。

(「鹿児島県立開陽高等学校教務内規」に別に規定する。(2) 学校 D))

⑭入学検定料、入学金、授業料、実習費等

第 7 章 授業料、入学検定料、入学料その他の費用徴収

(授業料、入学検定料、入学料その他の費用徴収)

第 24 条 授業料、入学検定料、入学料その他の費用の徴収に関しては、鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例（昭和 32 年鹿児島県条例第 17 号）の定めるところによる。

鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例（昭和 32 年鹿児島県条例第 17 号）

(授業料)

第 2 条 県立高校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）については、授業料を徴収しない。ただし、専攻科の教育を受ける生徒（以下「専攻科在籍者」という。）については、在学中出席の有無にかかわらず、年額 118,800 円の授業料を徴収する。

(受講料)

第 3 条 単位制の課程を置く県立高校において、当該単位制の課程における特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の受講料を徴収する。

区 分	受講料の額（履修単位数 1 単位につき）
全日制の課程又は定時制の課程の教育を受ける者	4,455 円
通信制の課程の教育を受ける者	310 円

(授業料及び受講料の納付期限等)

第 5 条

4 受講料は、受講申込みの際に納付しなければならない。

(入学検定料)

第 7 条 県立高校の入学志願者は、入学願書提出の際に、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料の額は、次のとおりとする。

(1) 全日制の課程 2,200 円

(2) 定時制の課程 950 円

(3) 専攻科 2,200 円

(入学料)

第8条 県立高校に入学を許可された者で、全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程又は専攻科の教育を受けるものは、入学の際に、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 全日制の課程 | 5,650 円 |
| (2) 定時制の課程 | 2,100 円 |
| (3) 通信制の課程 | 500 円 |
| (4) 専攻科 | 5,650 円 |

(実習費については記載事項がないので、別に規定する。((2) 学校 E))

⑮教職員の組織

第5章 職員組織

(職員組織)

第14条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置く。

2 高等学校には、前項のほか、必要に応じて養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置く。

⑯賞罰

第8章 賞罰等

(表彰)

第25条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

(懲戒による退学)

第27条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(2) 学校＝介護福祉士養成に係る鹿児島県立開陽高等学校の規程＝

Aの1：鹿児島県立開陽高等学校生徒募集要項より

1 募集定員

- (1) 全日制課程 普通科（120人）・福祉科（40人）

Aの2：鹿児島県立開陽高等学校全日制課程教務内規より

第1章 総則

(学 科)

第2条 本課程には次の学科をおき、生徒はいずれかの学科に在籍する。

- (1) 普通科
 - (2) 福祉科
- (学年制)

第3条 単位制による無学年制とする。

2 生徒は、入学年度には「入学年次生」と呼称し、以後単位修得状況(下表に示す)によって「中間年次生」「卒業年次生」と呼称する。

区分(呼称)	該当する生徒
入学年次 (1年次)	・新規入学者 ・第3回入学選抜者は12単位未満、第4回入学選抜者は28単位未満の者
中間年次 (2年次)	・本校入学2年目の者 ・第3回入学選抜者は12単位以上、第4回入学選抜者は28単位以上を有する者
卒業年次	・高校在籍2年以上で、修得単位43単位以上の者(転編入学者を含む)。 ただし、不足単位が4単位以内で併修等により卒業の意志がある者については、審議の上認めることもある。

**B : 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第八条
関係別表第五により作成**

	教 科	科 目	単位数	時間数
高等学校等 (専攻科及び 別科を除く)	福祉	社会福祉基礎	4	140
		介護福祉基礎	5	175
		コミュニケーション技術	2	70
		生活支援技術(医療的ケアを含む)	10	350
		介護過程	4	140
		介護総合演習	3	105
		介護実習	13	455
		こころとからだの理解	8	280
	家庭	家庭総合 (人間と社会に関する選択科目)	4	140
	合 計		53	1,855

※ 表内「公民、数学、理科又は家庭」と「人間と社会に関する選択科目の()内は、本校での教育の内容である。

※ 本校では、1～3校時は90分授業を行っており、一単位時間を45分とし、35単位時間授業を行った場合の1575分を上回るべく、90分授業を、1単位については18回(1620分)、2単位については、35回(3,510分)実施する。

C : 鹿児島県立開陽高等学校全日制課程教務内規より

第1章 総則

(学期)

第1条 本校の学期は、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- なお、生徒の入学及び卒業時期は学期毎とする。

D：鹿児島県立開陽高等学校全日制課程教務内規より

第8章 定期考査

(定期考査)

第26条 定期考査は、原則として前期・後期それぞれ2回ずつ計4回実施する。

2 定期考査の名称は次のとおりとし、細則は別途定める。

- (1) 前期中間考査
- (2) 前期期末考査
- (3) 後期中間考査
- (4) 後期期末考査(卒業対象生徒に対しては別途卒業考査を実施。)

3 定期考査の実施時間は、50分間を原則とする。ただし、1校時(90分)の出席として換算する。

4 実技を主とする教科・科目においては、これを行わないことができる。

5 定期考査の問題は100点満点とし、受験者の素点の平均点が原則として60点±10点の範囲となるように作成する。

6 単位修得を希望する生徒は、定期考査の当該科目の試験を受験しなければならない。

7 定期考査に遅刻した場合には、時間内であれば受験はさせるが延長は認めない。出欠の扱いについては、開始10分までは一部欠課とし、その後は欠課とする。

(追指導)

第28条 各学期定期考査において、成績不振と判断された者及び不受験者については、同考査終了後、各教科の計画にしたがい追指導(試験を含む)を実施することもできる。

なお、この追指導は履修期間途中の補充指導であり、学期末の成績評価の際の参考資料とする。

第9章 成績評価(評点)・評定

(成績評価)

第35条 成績評価は、当該科目を受講登録しているすべての者に対して行う。

2 成績評価は、定期考査の素点(又は見込み点)、学習状況、出席状況等を総合して学期毎に100点法で行う。

3 成績評価における各要素の占める割合は、定期考査の素点(又は見込み点)を5割、出席状況(出席点)を2割、提出状況等(提出物)を3割とする。なお、出席状況については、原則として次の計算式を用いて点数を算出し、小数第1位を四捨五入した正の数とする。

$$\text{出席状況(点)} = \frac{6 \text{ 回} \times \text{単位数} - \text{欠課回数}}{6 \text{ 回} \times \text{単位数}} \times 20$$

4 定期考査を実施しない教科・科目については各教科会議で協議し評価の基準を設定する。

(評定)

第 36 条 100 点法評価の点数に基づき、学期毎に 5 段階での評定を行う。

2 5 段階の基準は以下のとおりとする。

評定	評 点
5	80 点以上
4	65 点以上 79 点以下
3	50 点以上 64 点以下
2	40 点以上 49 点以下
1	39 点以下

第 10 章 単位の履修及び修得の認定

(修得の認定)

第 39 条 各教科・科目の単位の履修及び修得の認定については、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 原則として本校で履修した教科・科目のみ修得の認定を行う。
- (2) 通年科目は通年で、学期完結科目については学期毎の認定を行う。
- (3) 特段の理由があると認める場合は、通年科目についても単位の分割認定を行う。

(履修の認定条件)

第 41 条 各教科・科目の履修の認定は、当該科目への出席時数が、法定時数の 3 分の 2 以上（介護実習については実施時数の 5 分の 4 以上）あることを条件とし、これを行う。

2 出席時数が 3 分の 2 を満たさない科目（講座）において、出席時数が実授業時数の 2 分の 1 を超え且つ欠席の理由として特段の事情があると校長が認めた場合、一定期間の補講を行い、その出席状況により履修を認定することができる。ただし該当科目が複数ある場合、すべての科目の補講に出席できるとは限らない。また、補講時数は出席時数には加えない。

「特段の事情」とは、病気による入院、事故による怪我等で通学が不可能である旨の外部機関による証明書が提出されている場合を言う。

- 3 「特段の事情」による補講は、半期型科目は当該学期内に実施する。また通年型科目については後期に実施することを原則とするが、前期時点で出席時数の不足が予想される場合は前期終了後に補講を実施することができる。
- 4 「特段の事情」のうち、修学上配慮を要する生徒（心因性の要因による者等）については、外部機関による証明書のなかに学校カウンセラーの意見書（見立書）も含むことができる。
- 5 介護福祉士国家試験受験資格に係る単位の履修認定については、第 41 条 2 項～4 項の規定を適用しない。

(単位修得の認定条件)

第 43 条 履修が認定された科目については、評定が 2 以上である場合、単位の修得を認定する。

第 12 章 卒業の認定

(卒業の認定)

第 45 条 次の各号に係る事項をすべて満たした場合、卒業を認定する。

- (1) 高等学校における在籍期間が、他校の在籍期間を含めて 3 年以上であること。ただ

し、他校での在籍期間については、休学の期間を除き月単位で加算する。当該月の1日でも在籍していれば1月在籍とみなし、加算の結果、在籍36か月以上で、最も近い卒業時期までを在籍すべき期間とする。なお、単位を修得しなかった年度(学期)は、在籍期間から除く。

- (2) 74 単位以上を修得認定されていること。
 - (3) 所定の必修科目がすべて履修認定されていること。
 - (4) ホームルーム活動・学校行事等特別活動の成果が認められること。
- 2 転・編入学生徒については、本校の在籍期間が6か月以上であり、かつ本校での単位の履修について10 単位以上認定されていること。
- 3 福祉科の生徒については、「社会福祉基礎」「介護総合演習」の2科目の必修科目を含む専門科目25 単位以上を履修していること。
- 4 卒業条件を満たした者は、原則として在籍の延長は認めない。ただし、次の条件にあてはまる者については、延長となる場合がある。
- (1) 前期卒業については生徒、保護者の希望により延長を認める場合もある。在籍延長の時には、その学期に10 単位以上の受講を条件とする。
 - (2) 福祉科の生徒は、介護福祉士国家試験受験資格取得のために、上記1～3 項の卒業認定の要件を満たしても卒業しない場合がある。

E : 入学のしおりより (実習費の関係)

Ⅲ 納入金などについて

2 諸会費等

(3) 実習費

② 福祉科

介護実習費	入学年次	10,000円	
介護実習費	中間年次	10,000円	
介護実習費	卒業年次	20,000円 (模試代含む)	

- ③ 福祉科・正課体育では実習服やジャージ等別途必要です。